

大和市告示第179号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務に係る手数料の免除に関する要綱を次のように定める。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務に係る手数料の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の表（次条において「番号法関係表」という。）に掲げる手数料の免除について定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 大和市手数料条例施行規則（平成12年大和市規則第13号）第2条第2号に規定する市長が特に必要があると認めたときは、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱（平成27年6月23日総行住第65号総務大臣通知）別紙2に規定する再交付がやむを得ないと認められる場合に、番号法関係表に掲げる手数料に係る事務を行うときとする。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。